

産婦健康診査の助成について

安曇野市では、出産後間もないお母さんの体と心の健康状態をみる
産婦健康診査の費用の助成をします

対象 受診日に安曇野市に住民登録がある、**2019年4月1日以降に出産された方**

時期と回数 おおむね産後2週間および産後1か月の2回まで

内容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、心の健康チェック

助成の金額 1回につき上限5,000円
5,000円を超えた分は、自己負担になります。

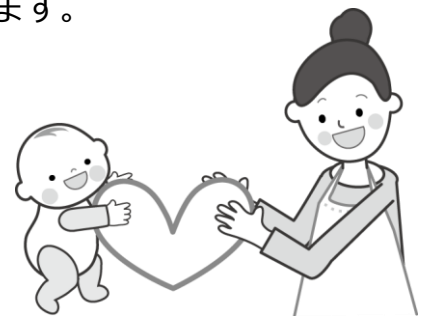
受診方法 長野県内の医療機関または助産所に予約



受診前に受診票の両面太枠内へ記入



窓口で「産婦健康診査受診票」と「母子健康手帳」を提出して受診
(詳しくは裏面をご覧ください)



長野県外で受診される場合

里帰り等で長野県外の医療機関で受診する場合は、安曇野市妊産婦健康診査県外受診費助成金交付制度をご利用ください。医療機関宛ての「通知」を提出し、受診票の両面太枠内に記入し、受診してください。費用は自己負担となりますが、後日申請をしていただくことで助成額をお返しいすることができます。**ただし、受診票にある全ての項目を実施しないと助成の対象になりません。**

【問い合わせ先】 安曇野市役所 健康推進課 健康推進担当 電話：0263-71-2471（直通）

受診時の留意事項

- (1) この受診票は記載された産婦以外が使用することはできません。また、金券ではありませんので使用しない場合でも払い戻しはできません。
- (2) この受診票に要する診査料（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ質問票による問診）は、公費で負担します。医師が必要と認めて行う検査及び治療に要した費用は含まれません。
- (3) 市町村名、交付番号、交付年月日、及び市町村印のないものは無効です。
- (4) この受診票による健康診査は、長野県内の医療機関及び指定された助産院で受診することができます。健康診査を受ける場合には、医療機関等へ予約をし、**表面の受診票の太枠内の連絡先、里帰りの有無、同意の署名及び裏面の産婦健康診査（産後2週間・産後1か月）問診票（氏名等・妊娠中から出産後の様子について・3か所の質問票）の太枠へ記入し**、母子健康手帳と一緒に健康診査を受ける医療機関等に提出してください。
- (5) この診査結果は、住所地の市町村へ情報提供されます。
- (6) **転出された場合は、安曇野市で交付した産婦健康診査受診票は使用できません。**新住所地へお問い合わせください。